

医政発 1208 第 2 号
令和 4 年 12 月 8 日

公益社団法人 日本助産師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

准看護師試験基準の一部を改正する件について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知の上、関係機関等に周知いただきますようお願いいたします。

医 政 発 1208 第 1 号
令 和 4 年 12 月 8 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

准看護師試験基準の一部を改正する件について（通知）

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定による准看護師試験基準の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 351 号）が別紙のとおり告示され、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

今回の制定の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の学校養成所、関係団体等に周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 告示の趣旨

- 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条において、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、行うこととされており、准看護師試験基準（平成 12 年厚生省告示第 136 号。以下「告示」という。）により、その基準を定めている。
- 准看護師試験については、その試験科目が保健師助産師看護師法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 34 号）第 23 条において定められているところ、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省厚生労働省令第 3 号）により、准看護師の教育内容が見直されたことに伴い、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 179 号）を公布し、准看護師の試験科目の改正を行った。
- 改正後の准看護師の試験科目は令和 5 年 4 月 1 日から施行することとなっている。これに伴い、告示で定めている准看護師試験の基準についても所要の改正を行う。

2. 告示の概要

- 告示に定める准看護師試験の基準のうち、科目及び問題数について、以下の
ように改正する。

改正前		改正後	
試験科目	問題数	試験科目	問題数
人体の仕組みと働き	9	人体の仕組みと働き	9
<u>食生活と栄養</u>	3	<u>栄養</u>	3
<u>薬物と看護</u>	<u>3</u>	<u>薬理</u>	<u>4</u>
疾病の成り立ち	<u>6</u>	疾病の成り立ち	<u>8</u>
<u>感染と予防</u>	<u>3</u>	(削る)	(削る)
<u>看護と倫理</u>	<u>2</u>	(削る)	(削る)
<u>患者の心理</u>	<u>3</u>	(削る)	(削る)
保健医療福祉の仕組み	2	保健医療福祉の仕組み	2
看護と法律	2	看護と法律	2
基礎看護	<u>4</u> 3	基礎看護	<u>4</u> 8
成人看護	3 6	成人看護	3 6
老年看護	1 4	老年看護	1 4
母子看護	1 2	母子看護	1 2
精神看護	1 2	精神看護	1 2
合計	1 5 0	合計	1 5 0

3. 適用期日

- 令和5年4月1日

以上

改正後		改正前	
2 5 4 (略)	1 准看護師試験の問題数は、百五十とし、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に掲げる科目ごとの問題数は、それぞれ次の各号に定めるところによる。	2 5 4 (略)	1 准看護師試験の問題数は、百五十とし、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に掲げる科目ごとの問題数は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
	一 (略) 二 栄養 三 薬理 四 疾病の成り立ち (削る) (削る) (削る) 五・六 (略) 七 基礎看護 八・十一 (略)		一 (略) 二 食生活と栄養 三 薬物と看護 四 疾病の成り立ち 五 感染と予防 六 看護と倫理 七 患者の心理 八・九 (略) 十 基礎看護 十一・十四 (略)

○厚生労働省告示第三百五十一号
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、准看護師試験基準（平成十二年厚生省告示第百三十六号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和四年十二月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信
(傍線部分は改正部分)

○厚生労働省告示第三百五十一号
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、准看護師試験基準（平成十二年厚生省告示第百三十六号）の一部を次の表のように改正し、令和五年四月一日から適用する。

令和四年十二月八日

厚生労働大臣 加藤 勝信
（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
1	准看護師試験の問題数は、百五十とし、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に掲げる科目ごとの問題数は、それぞれ次の各号に定めるところによる。	1	准看護師試験の問題数は、百五十とし、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十三条に掲げる科目ごとの問題数は、それぞれ次の各号に定めるところによる。
	一（略） 二 栄養 三 薬理 四 疾病の成り立ち （削る） （削る） （削る） 五・六（略） 七 基礎看護 八（略） 九（略） 十（略） 十一（略） 十二（略）		一（略） 二 食生活と栄養 三 薬物と看護 四 疾病の成り立ち 五 感染と予防 六 看護と倫理 七 患者の心理 八・九（略） 十 基礎看護 十一（略） 十二（略）